

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第67号 令和2年度小坂町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

9番。

○9番（小笠原憲昭君） この補正予算の金額等について直接関わりない質問をさせていただきたいんですが、集団健診とか各種検診が、このコロナの関係で密になると困るということだと思んですが、延期されたり中止されたりしているというふうな状況になっていますけれども、やはり、いろんな意味で健康管理をきちっとしていくということは、早期発見、早期治療ということが大事だと思うわけですが、これらの健診については今後どのような方向づけになるのかお知らせいただきたい。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 健診についてのお尋ねでございますが、春の集団健診等につきましては、やはり感染拡大が、可能性があるということで中止、延期ということにさせていただいております。それで現在、総合事業団と協議の上、秋に9月、10月に3回集団健診を行いたいということで現在日程を調整している段階でございます。

さらに、かかりつけ医等での個別健診、医療機関での個別健診については継続した形で現在行っておりますので、議員仰せられるように早期発見につながるということで、秋の健診についてはなるべく実施に向けてやっていきたいということで、現在考えております。

○議長（目時重雄君） 9番。

○9番（小笠原憲昭君） そうしますと、今、課長言われたようなことについては、いつ頃住民に周知されるようになっているんですか。

○議長（目時重雄君） 福祉課長。

○福祉課長（西谷浩一君） 7月10日頃の広報で周知する予定でございます。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。
5番。

○5番（菅原明雅君） 菅原です。皆さんおはようございます。

非常時ということで、発言の許可を願いたいと思います。

先日の一般質問では、私以外の6人の質問を聞くことができ大変勉強になりました。そこで、2点、9月議会前になされなければならない問題があると考えますので、発言させていただきます。

第1は、鹿兒島議員や秋元議員が言われた緊急避難体制についてです。もうじき完成するとの回答でしたが、梅雨入りもしましたので、新コロナ後の緊急避難体制の町民へのアナウンスを早急をお願いしたいということが1点です。

第2は、成田議員、本田議員の、町独自のプレミアム券についてです。成田議員の町単独が難しいのであれば秋田犬ツーリズムを通して4市町村ではいかがかの再質問を聞いてなるほどと思いました。この件について多少述べさせていただきたいと思います。

善は急げということで、一般質問の翌日の12日の金曜日に大館市観光課秋田犬ツーリズムを訪ね、その旨を問うてきました。阿部専務理事、彼は大館市の主幹のようですけれども、と大須賀事務局長が対応してくれました。

最初は、財政は各自治体が決めることで、どこも6月議会の時期なのでという消極的なお答えでしたが、いろいろ情報を交わしながら、国の二次補正の使い道をよく検討してぜひにお願いしたところ、確約はできないけれども、前回は飲食業のオタチケだったので次回は宿泊業に特化したものを考えたいとの回答をいただきました。それが第1点です。

第2は、県のプレミアム券ですが県北に回ってくるのでしょうかと尋ねたところ、秋田犬ツーリズムでは、県北に宿泊客が回ってくるよう県内のテレビCM作成の予定があるとのことでした。県の予算であるのでまだ確約はできないとのことでしたが、その際は大いに十和田湖、小坂町の宣伝をお願いしますと話してきました。

余談ですが、県のプレミアム券は高い宿ほど人気があるそうです。高いほどやはりプレミ

アム感が大きいということだと思います。それで具体的には、仙北市の乳頭温泉郷や男鹿の高級ホテルは予約が満杯だそうです。大館では日景温泉などが人気だということでした。老婆心ながら、本町でもすでに行っていることでしょうか、県のプレミアム券の動向を把握、分析し今後に活かしていただきたいと思います。

最後に、先日6月10日の秋田魁新報に三種町独自の宿泊プレミアム券の記載がありました。1泊4,000円、素泊まりは2,000円で、県とのプレミアム券の併用が可能だというものでした。つまり、1万円のところ1,000円で、2万円のところ2,000円で1泊2食の宿泊ができるということです。三種町がどのような動きをしたかは把握していませんが、町民全体で森岳温泉を守るのだという気概のようなものを私は感じました。

十和田湖に限らず、我が町の宿泊業者は夏が勝負だと思います。夏に稼げなければ秋には続かず、廃業や休業ということになりかねないと考えます。国の二次補正が確定しました。観光の町である我が町がイニシアチブを取って、ぜひ4市町村の宿泊プレミアム券の発行を願いたい、無理であれば町単独でもお願いしたいと思います。

9月議会までは待てないことですので、やむにやまれぬ思いで発言させていただきました。この件についてよろしくご検討願います。もし、今返答できるのであればお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 私からお答えします。

避難所の件につきましては、一般質問でもいただきました。ご提言ありがとうございます。また、今色々提言いただき、本当にありがとうございます。

避難所につきましては、やはり感染予防ということを念頭に入れたマニュアル作りというのが、今、その作業を進めているところです。県の方からその策定指針、方針を5月28日に示されておりますので、現在、それにのっとり作業を進めておりますので、もう間もなく町民の皆様には周知できるものと思っております。

また、商品券についてです。プレミアム商品券についてお尋ねがありました。一般質問で成田議員から質問あった際、小坂町における商品券のこれまでの課題ということをお述べさせていただきました。やはり色々、小坂町の規模であれば、なかなか商品券が景気浮揚につながるというのはなかなか難しい面があるわけなのですけれども、だとすれば、その課題を克服するためにはどのような対応をするべきかというのをやはり考えていかなければならない

と思います。その上で、国の二次補正をにらんだ形で、小坂町はどういうふうな対応ができるのかというのを検討してまいりたいと思います。

また、商品券につきましては、商店、事業者等の都合もありますので、そちらの方の考えも聞きながら対応していかなければならないというふうに考えております。

また、宿泊につきましては、やはりこの小坂町にも十和田湖地区を中心に宿泊客を呼び込まなければならぬというふうに思っております。菅原議員からは三種町の例を挙げていただきましたけれども、県内では男鹿市、仙北市もやはり観光客を呼び込むいろんな施策を実施しておりますので、それを参考にした上で小坂町の独自の対策というのを立ててまいりたいと思います。

また、国の二次補正、国会成立しました。間もなく小坂町の方にも地方創生臨時交付金ということで、コロナ対策、またアフターコロナ対策の交付金について額が内示されるものと思います。それを見た上で、できれば9月議会まで待たないで、臨時議会の開催をお願いしながらその対応を皆様に諮りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか、質疑ございませんか。

8番。

○8番（鹿兒島 巖君） 農林水産費、グリーンツーリズム関係でお伺いをしたいと思います。

若干、これまでも尋ねてまいりましたが、イナカ・スクールの関係、地元の方も大分心配をしております。せっかくあれだけの期待をもって始めたのが、このコロナの関係で非常に困難な状況になっているということ。今後のこのイナカ・スクールの方向性といいますか、見通しというのか、今どういう努力をされているのか、存続についての努力を色々されている状況は伺っておりますけれども、再開のめどというのがいつごろとしてやられているのか、この辺についてお伺いをしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（細越浩美君） 七滝活性化拠点センターに入居しているサスガジャパンによるイナカ・スクールの件につきまして、色々ご心配いただきましてありがとうございます。

このイナカ・スクールといいますのが、皆様ご承知のとおり海外から学生を募集して、それで日本語の教育をしながら、またこういう小坂、北鹿地区の田舎生活を体験してもらい、またそれを色々世界中に発信してもらおうというふうなビジネスモデルであります。ですので、

基本的には海外からの入国、出入国が解禁されないと、こちらの方の事業としましては再開ができないと。現在のところ、少しずつですが何か出入国が緩和になってきているという新聞情報でございますが、完全な解禁にはいつになるか見通しが立たないという状況でございますので、こちらの事業の方の再開はまだまだ見通しが立たない状況であるということをご理解願いたいと思います。

そのイナカ・スクールの現在の職員などの件でございますが、イナカ・スクールの本来の事業が立ち行かない状況でございますので、町とも関連のあります秋田犬ツーリズムなどを通じまして、海外への発信のPRビデオの撮影や、そういった情報発信事業を仕事として委託していただいております。イナカ・スクールの方では、海外発信ということでこの英語など多言語による情報発信のための事業をやっていただいて、この経営体の存続というふうなことに続けていると、そういう状況でございます。

○議長（目時重雄君） 副町長。

○副町長（成田祥夫君） 今の質問に関連して、私からもちょっと状況をお話ししたいと思います。

今、七滝活性化センターを利用して学習塾を経営したいと、行いたいということで動きがあります。先日、新聞のチラシでも募集という形で皆様に周知しているところであります。そういった形で、この方は日本語学校のスタッフの方々とも関連のある方ですので、そういった形で日本語学校との関連を持った学習塾というふうな形を、近隣の子どもたちを集めて行いたいということですので、その地域の教室を使いながら活動してまいりたいというふうな思っております。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（鹿兒島 巖君） いろいろ努力をされていること、分かりました。

イナカ・スクールでいえば、あそこの活性化センターだけの問題ではなくて、町内の空き家の利活用等々含めて、非常に一つのユニークな取り組みでありまして、そこで生活されている、色々な町の中で、いわゆる留学生が生活する中で、地域との連携あるいは地域の経済への波及効果、そういう点でも非常にユニークなプラス面があったわけでありますので、そういうことを含めて、せっかく立ち上げたものが何とかここでなくならないような努力を、町だけではなかなか難しい点も確かにございますので、ツーリズム関係を含めて連携を取りながら、引き続き努力をお願いをしたいということを申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第67号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第68号 令和2年度小坂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第68号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第69号 令和2年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第69号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○議長（目時重雄君） 再開いたします。

◎議案第70号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第70号 固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第70号 固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会の設置、選任等につきましては、地方税法第423条、町税条例第77条で規定されております。

このたび、本田有委員の任期が令和2年6月30日で満了いたします。議案にありますとおり、本田有さんを委員の適任者と考え再任の提案を申し上げるものであります。

本田さんは、勤務されていた仕事柄、町内の土地等について精通されており、平成27年10月5日から固定資産の評価審査委員として、固定資産の評価額等について審査してきていただいております。

なお、任期は令和5年6月30日までとなります。

本田さんの人格、識見等をご推察の上、慎重ご審議いただきご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがいまして、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

これより議案第70号を採決いたします。

この採決は簡易表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第70号は簡易表決の方法で行います。

議案第70号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第70号は同意することに決定いたしました。

◎議案第71号～議案第80号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第71号、日程第6、議案第72号、日程第7、議案第73号、日程第8、議案第74号、日程第9、議案第75号、日程第10、議案第76号、日程第11、議案第77号、日程第12、議案第78号、日程第13、議案第79号、日程第14、議案第80号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについては、これを一括議題とし、議案の朗読、提案理由の説明を行い、その後、採決は各議案ごとに行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号は一括議題といたします。

職員にそれぞれの議案を朗読させます。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第71号から議案第80号の小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

現在の農業委員の任期が令和2年7月19日をもって満了となります。7月20日からの新

しい農業委員は、改正農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て町長が任命することになりますことから、次の10名の方について同意を求めるものがあります。

中村修太郎さん、大内正富さん、亀田静子さん、木村功さん、小舘正光さん、宮舘文男さん、小舘康弘さん、阿部龍平さん、中村仁さん、奈良延浩さんでございます。

10名の方々は、農業委員会等に関する法律第9条第1項の規定により募集に応募され、小坂町農業委員会委員候補者選考委員会において選考していただき、全員の適任である旨の意見をいただいております。

阿部龍平さんにつきましては、住所が秋田市となっておりますが、平成27年の農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の住所要件が削除となりました。阿部さんは小坂町で約160ヘクタール以上の耕作を行う農業法人の代表者で、町の認定農業者です。

また、大内正富さんにつきましては、法律第8条第6項に規定されている農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者として、かづの商工会から推薦いただきました。

いずれの方々も農業に識見を有し、豊富な知識、経験を持っておられる方で、農業委員として適任と考えております。任期は令和5年7月19日までとなります。

慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件は人事案件であります。したがって、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

これより、日程第5、議案第71号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は簡易表決の方法で行うことにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第71号は簡易表決の方法で行います。

議案第71号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第71号は同意することに決定いたしました。

日程第6、議案第72号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は簡易表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

議案第72号は簡易表決の方法で行います。

議案第72号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第72号は同意することに決定いたしました。

日程第7、議案第73号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は簡易表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

議案第73号は簡易表決の方法で行います。

議案第73号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第73号は同意することに決定いたしました。

日程第8、議案第74号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は簡易表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第74号は簡易表決の方法で行います。

議案第74号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第74号は同意することに決定いたしました。

日程第9、議案第75号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は簡易表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第75号は簡易表決の方法で行います。

議案第75号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第75号は同意することに決定いたしました。

日程第10、議案第76号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は簡易表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第76号は簡易表決の方法で行います。

議案第76号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第76号は同意することに決定いたしました。

日程第11、議案第77号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は簡易表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第77号は簡易表決の方法で行います。

議案第77号について同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第77号は同意することに決定いたしました。

日程第12、議案第78号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについて
を採決いたします。

この採決は投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第78号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第78号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、5番、菅原明雅君、6番、秋元英俊君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に、賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願

います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成8票、反対3票であります。以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第13、議案第79号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第79号は投票による表決の方法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第79号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、7番、成田直人君、8番、鹿兒島巖君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、7番、成田直人君、8番、鹿兒島巖君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に、賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成10票、反対1票であります。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（目時重雄君） 日程第14、議案第80号 小坂町農業委員会の委員選任につき同意を
求めることについてを採決いたします。

この採決は投票による表決の方法で行うことにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないようでありますから、議案第80号は投票による表決の方
法で行います。

この採決は無記名投票により、これを行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第80号は無記名投票によって行うことに決定いたしました。

直ちに議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（目時重雄君） ただいまの表決権を有する出席議員数は11人であります。

お諮りいたします。

小坂町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人には、9番、小笠原憲昭君、10
番、熊谷聰君の2人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、9番、小笠原憲昭君、10番、熊谷聰君を立会人に指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（目時重雄君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○議長（目時重雄君） 異状はないものと認めます。

念のために申し上げます。本件に、賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願
います。

なお、白票と他事記載は、小坂町議会会議規則第77条の2の規定により、否とみなします。

ただいまから投票を行います。職員が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

[投票]

○議長（目時重雄君） 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（目時重雄君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（目時重雄君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数11票、うち賛成11票であります。

以上のおおりに、賛成全員であります。

本件は同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第15、請願第1号 秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

[産業教育常任委員長 亀田利美君登壇]

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 請願第1号 秋田県主要農作物種子条例の制定を求める請願書についての報告書。

請願の要旨。

主要農作物の種子生産に係る県条例の制定を求める意見書を、県に提出していただきたいというものであります。

請願採択の理由。

農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきた種子法の廃止後は、農業生産県として今後も県が種子生産の中心的な役割を果たし、必要な予算や人的体制の措置を講ずるべきであります。

よって、本請願の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎意見書案第2号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第16、意見書案第2号 秋田県主要農作物種子条例の制定を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、先の請願第1号の採択によって、県に意見書を提出しようとするものであ

ります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第17、陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情の報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 椿谷竹治君登壇〕

○総務福祉常任委員長（椿谷竹治君） 陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての陳情の報告書。

陳情の要旨。

地方財政の充実・強化のために、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

地方自治体は、複雑化した行政需要への対応が求められている中、公的サービスを担う人材不足が深刻化していることから、新型コロナウイルス感染症対策や防災・減災事業などの

新たな課題への対応が困難となっています。

このことから、2021年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すべきであります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第3号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎意見書案第3号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第18、意見書案第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、先の陳情第3号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであ

ります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第3号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第19、陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての報告書を議題といたします。

本件につきまして、産業教育常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔産業教育常任委員長 亀田利美君登壇〕

○産業教育常任委員長（亀田利美君） 陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択の陳情についての報告書。

陳情の要旨。

2021年度政府予算編成において、教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合を2分の1に復元するよう、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

陳情採択の理由。

学校現場における課題が多様化する中で、子どもたちのゆたかな学びを実現し、教職員の働き方改革を進めるためには、教職員の定数改善などの施策が最重要課題です。

また、義務教育費国庫負担割合が引き下げられて、自治体も独自の努力をしていますが、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるためには、財政的な条件整備が不可欠であります。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎意見書案第4号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第20、意見書案第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合2分の1復元を求める意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、先の陳情第4号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものであります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査申出書について

○議長（目時重雄君） 日程第21、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって令和2年第4回小坂町議会定例会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前11時22分